

第二、第三年度の審査の申出

資産の区分				申出の可否
土 地	前年度の賦課期日（1月1日）に所在した土地	前年度の価格が据え置かれている土地	特別の事情※ ₁ があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			地価の下落があったため修正基準※ ₂ に基づき価格の修正をすべき旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
		分合筆など特別の事情※ ₁ があったため評価替えが行われた土地		○
		地価の下落があったため修正基準※ ₂ に基づき価格を修正した土地		○
	当年度に新たに固定資産税が課税された土地			○
家 屋	前年度の賦課期日（1月1日）に所在した家屋	前年度の価格が据え置かれている家屋	特別の事情※ ₁ があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
		増改築、損壊など特別の事情※ ₁ があったため評価替えが行われた家屋		○
	当年度に新たに固定資産税が課税された家屋			○
償却資産				○

※1 特別の事情

土地・・・分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化があった場合をいいます。周辺環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

家屋・・・増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいます。簡単な修理・修繕等は含まれません。

※2 修正基準

土地の価格は原則3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができます。